

Osaka Medical Practitioners' Association

2006年6月 No.73

# 勤務医LETTER

発行 大阪府保険医協会 <http://www.oh-kinmui.jp/> E-mail [web@oh-kinmui.jp](mailto:web@oh-kinmui.jp)  
〒556-0021 大阪市浪速区幸町1-2-33 ☎06-6568-7721(代) FAX06-6568-2389

## 勤務医フォーラム

各種共済制度のお申し込みや、開業についてのご相談、ご意見など、ぜひお寄せください。

<http://www.oh-kinmui.jp/>



## 勤務医の労働環境改善に向けて

勤務医部担当理事 鶴田 一郎



後期研修の場に大学医学部・医科大学の附属病院を選んだ若手医師は、以前の研修医制度の2002年には72.1%だったのに、2006年には51.2%と20.9%も減ったことが5月19日、全国医学部長・病院長会議がまとめた調査の中間報

告でわかった。地域別では、北海道や東北、中国、四国地方などの大学離れが目立った。診療科では、脳外科、小児科、産婦人科、救急など、労働条件が厳しい職場を避ける傾向があった。研修医は、高機能で症例の多い研修病院で

の、引き続いての研修(後期研修)を望む声が多く、5年間は研修医の偏在が固定され、地域医療を支える大学病院の機能が、失われる恐れがあると指摘されている。

一方で40代医師の多くは、自分で自由に勤務する病院を

選んだのではなく、医局講座制の人事異動として病院に赴任している。

労働基準法とは無縁の職場で、守ってくれる組織もなく、現場を放棄することもできず、正論をはくことでリストラされる可能性があるなら、40代の医師にとって自分の経験を生かせるのは開業がラストチャンスとなる。

銀行融資の返済を20年間ですると、50歳が限界と考えられている。悩み続けている40代勤務医が、定年まで勤務できる良好な労働環境のある病院を、早急に作りあげること

が求められている。

私どもも遅くとも今年度中には、「勤務医の労働環境実態と意識に関する調査」(医師の過重労働とメンタルヘルスを問う内容)をしたいと考えており、実施後すみやかに調査結果を発表し、全国保険医団体連合会、各病院団体と連携して、診療報酬制度や医療体制の改善を要求していきたい。調査票が届きました際には、どうか調査に協力していただき、保険医協会とともに、より良い明日をつくっていきましょう。

よろしくお願い致します。

## 潜在性甲状腺機能低下症は治療すべきか

すみれ病院 院長 浜田 昇



甲状腺疾患かな?と疑って検査をしてみると、FT4、FT3は正常範囲なのにTSHが高値という結果によく遭遇されると思う。いわゆる潜在性甲状腺機能低下症である。その頻度は非常に高く、高齢の女性では7~17.5%にみられる。この状態を治療すべきかどうか?私のところを受診する患者から、今診て頂いている先生から十分な説明が得られないという話をよく聞く。実際の対応はどのようにするのか、患者にどのように説明すればいいのか、最近出された米国のガイドラインにそって簡単に説明してみる。

最初のステップは、2~8週後にFT4、TSHを再検することである。TSH値が正常範囲にあれば、さらに6~12ヵ月後に再検することで良い。FT4の低値が見られれば、原因を調べて治療を始める。再検してもFT4正常、TSH高値であれば、潜在性甲状腺機能低下症ということになる。

正確には潜在性甲状腺機能低下症と診断する前に、同様の検査結果を示すNonthyroidal illnessや破壊性甲状腺炎からの回復期を否定する。甲状腺ホルモンの補充は、TSHが10μU/ml以上であるか、妊娠している場合に行う。

これから妊娠を希望している場合も治療を開始しておいたほうが良い。それ以外は治療の絶対適応ではないが、甲状腺機能低下症と一致する症状のあるもの、排卵異常を伴う不妊患者、高コレステロール血症、甲状腺腫が大きいもの、抗甲状腺抗体が陽性例は治療を試みて良い。

患者に対する説明は、血中の甲状腺ホルモンは正常範囲にあるが、あなたにとっては、僅かに甲状腺ホルモンが足りない状態にあります。この程度では体調は悪くなりませんが、この状態が長期間続いた場合の影響について、現在世界中で研究されています。今のところ、TSHが10μU/mlを超えていると認知能が低下したり動脈硬化が進むと考えられていますし、妊娠している場合は胎児の脳の発達に影響があるというデータが出されていますので治療すべきです。そのほかの場合は、治療をしなければいけないというデータはありません。しかし、甲状腺ホルモンを飲んで体を正常にしていけない理由はありませんので、機能低下症を思わせる症状や高コレステロール血症があれば、一度治療を試みてみましょう。薬は体の中にあるものと同じものですので、指示通り飲んでいただければ体に良いことはあっても悪いことは起こりません。今後甲状腺機能がさらに低下する可能性がありますので、半年に一回は検査を受けておいたほうが良いです。というような説明をしています。



## 第15回新規開業予定者支援セミナー

本年の開業支援セミナーは、「開業」に際しての一連の流れを、相対的セミナーとして、春と秋(10/15)の2回シリーズで企画致しました。ご参加お待ちしております。

日時 7月2日(日) 10時~16時

会場 保険医会館5階(☎06-6568-7721)

講演

- 1 「開業立地選定のポイント~多様化する開業物件!!最新事情紹介~」  
西日本総研 シニアマネージャー 植村智之氏
- 2 「開業資金計画の作り方と資金調達」  
税理士法人 関西合同事務所 浦島慎一氏
- 3 「事例に基づく診療所の設計~プランニングの考え方と注意点~」  
㈱コンパス 一級建築士 長渡和久氏
- 4 「医院を支える良質なスタッフの採用と育成に」  
社会保険労務士 桂好志郎氏
- 5 「最適な医療機器の選定方法」  
グリーンホスピタルサプライ(株) 中野潤氏
- 6 「私の開業体験」  
泉大津市 安藤外科・整形外科医院院長 安藤元博氏

参加費 3千円(未入会の方は1万円) 弁当込み  
※駐車場はございません。電車・バス等をご利用下さい

大阪府保険医協会勤務医部(担当 麻田・別所)  
大阪市浪速区幸町1-2-33 電話06-6568-7721

## 研修医の準会員制度を発足

保険医賠償責任保険 1事故1億円の保証で  
保険料と会費をあわせて約5万8千円/年

将来日本の医療を背負う研修医の身分は、新卒後研修制度が実施され一定の改善は進んだようですが、研修医の身分保障など不十分な課題も多々あります。

保険医協会では、研修医の身近な問題を勤務医部でも議論していますが、研修医がかかえる、いろいろな不安や課題についても意見をくみ上げることや、研修時の医療事故との遭遇の際の保険加入(「保険医賠償責任保険」などを目的に、研修医会員(準会員)制度を昨年10月に発足しました。会費は年12,000円(入会金なし、1月から12月の1年分を原則一括払い。年途中の場合は月割)となります。研修医会員の方には月3回発行する「大阪保険医新聞」と月刊誌「大阪保険医雑誌」をご送付いたします。また、各種相談にも応じます。

つきましては、会員の皆様のご子息や知人の方に本制度をお知らせいただき、未来の保険医協会を支える若き保険医の先生方にご入会のご案内をしていただければ幸いです。

# 開業して思うこと

## 「患者とともに」

守口市 小児科・アレルギー科 高井 建司

平成16年1月に開業し、約2年半が経ちました。開業しようかと考えたのは5年くらい前で、それまでは自分とは関係の無いこととして、あまり考えることもありませんでした。開業を考えるようになったきっかけは、新生児集中治療室でハイリスクベビーの治療をたくさん行い、結果として助けた

障害のあるベビーの定期健診をしたことでした。何年も継続して定期的に、ベビーのご両親と検診でお話を聞かせていただく機会に恵まれたことによって、障害を乗り越えるためにどれほどの努力を要するのかということに気付かされました。障害は24時間、一生続くことを考えたときに、その事実と

向き合っているご両親の強さ、年月とともに強くなっていかれる姿を目の当たりに見て、集中治療室にいつまでも籠っていいのかと考えるようになりました。

集中治療という急性期を乗り越えなければ、その後は続かないのですが、その重要性は理解しているのですが、障害児をかかえた親にとって、行政は決して優しくないと、何度も感じたときに、開業しようとするようになりました。

開業してすぐから当院では、一般外来とは別に、障害児を対象として言語療法、心理療法を言語聴

覚士、心理療法士によっておこないます。一般外来においても、喘息等の慢性疾患の児童にとっても、長期の治療を受けることは経済的に負担が多くなることから、短期の吸入器の無料貸出しをおこなっています。現在おこなっていることが、ベストとは思っていないので、来られている子どもやご両親とともに、障害児、健常児に関係なく、その子なりの発達の手助けができる病院になれるように、また機会があれば、行政にも手助けしてくれるように、働きかけたいと考えています。

## 伝 message 言 board 板

### 求人/病院/診療所

**求** 内科医(呼吸器・神経内科・循環器・一般内科) / 委細面談 / 電話連絡 鶴見区鶴見3-6 / コープおおさか病院 / 問合せ・06-6914-1100(奥村)

**求** 内科・外科常勤医 / 高給優遇 / 委細面談 / 地下鉄谷町線「太子橋今市駅」 / 西徒歩5分 / 大阪市旭区大宮5-4-24 / 藤立病院 / 問合せ・06-6955-1226(事務長)

**求** 内科・外科常勤医 / 委細面談 / 地下鉄谷町線「千林大宮駅」 / 西徒歩12分 / 大阪市旭区中宮1-12-21 / つばさ診療所 / 問合せ・06-6955-1100(事務長)

**求** 内科・小児科常勤・非常勤医 / 委細面談 / 環状線「大正駅」 / バス12分 / 大阪市大正区小林西2-3-14 / 大正民主診療所 / 問合せ・06-

6554-1383(釘宮)

**求** 内科・小児科・非常勤医 / 午後5時半~7時半の夜診 / 委細面談 / 近鉄大阪線「北田辺駅」 / 徒歩南へ5分 / 問合せ・06-6621-7535(春田)

### 無料相談コーナー

#### 専門家がお応えします

事前予約制(先着順)

#### 法律相談(弁護士)

毎月第1月曜日  
午後2時~4時

#### 税務相談(税理士)

毎月第3水曜日  
午後2時~5時

#### 建築相談(協同組合)

随時 相談時間30分未満

#### 雇用相談(社労士)

毎月第3木曜日  
午後2時~4時

### 医事紛争解決ファイル

## 大腸内視鏡検査の大きなポイント！ インフォームド・コンセント

#### 事故の概要と経過

75歳の女性。1996年8月6日に便通異常を訴えて来院。1996年5月13日の大腸癌検診で「要観視」との通知があったことも踏まえ、8月23日午後1時から大腸癌の有無精査目的で大腸内視鏡検査を施行した。

S状結腸までは順調に挿入されたが、S状結腸下行結腸移行部あたりで屈曲のため挿入困難となり、何度か同部位の通過を試みるうちに大腸穿孔を来した。即刻検査を中止して、午後2時30分から外科医の執刀で大腸穿孔部縫合修復術が施行された。

手術は無事終了したが、8月30日に正中創部に感染したため、局所処置、抗生剤使用が予定より延長されたが、10月11日に軽快退院した。

患者側は長男名義で文書により、医療機関側に責任のあることを主張した。

医療機関側としては、検査の適応はあったが、カメラ挿入時に大腸穿孔があったことは医療過誤であると認めた。また執刀医は、手術当日に個人的な引越しがあつたため、早く帰宅する必要がある、通常よりも慎重さを欠いていたことを認めた。

紛争発生から解決までに約1カ月間要した。

#### 問題点・課題

穿孔したのがポリペクトミー時でなく、カメラ挿入時ということ、さらに癒着など患者の身体的要因が考えられないことから、ほぼ全面的に医療機関側に責任があると判断された。加えて、執刀医は初診時に患者を診ておらず、前医及び執刀医は検査に対するインフォームド・コンセントをとった形跡もなく、カルテ記載もなかった。

繰り返し啓発しているが、大腸内視鏡検査では、一度穿孔を来すと開腹術となり、患者さん側にとっては思いもよらない結果となる。大腸内視鏡検査は、必ずしも安全な検査とは言えないことを、開腹術の可能性も含めて患者さん側に十分に伝えることが必要である。一般的に患者さん側は、手術と違い検査には(ほとんど)リスクがないと考えている様子が見える。

#### 解決方法

協会が患者さん側とも懇談し、患者さん側が医療機関側に対して、賠償問題等、遠慮もあって主張しにくい話を含めて事情を聞いた。患者さん側は終始冷静であったので、合理的な話し合いが効率的に進み、短期間で解決することができた。患者さん側の請求額が損害相当額とほぼ一致したので、請求通りに慰謝料を支払い示談した。

(京都保険医新聞より転載)

## 保険医年金

2006年9月1日 制度発足

現在、全国で6万人以上が加入し、積立総額は1兆1千億円を超えています。また、生命保険会社4社(三井生命、明治安田生命、富国生命、ソニー生命)に委託してリスクを分散し、制度保全に努めています。

## 会員の老後・将来設計を支えます！

6月25日まで！ 予定利率1.256%

(短期のご加入では積立金が掛金を若干下回ります)

自在性が魅力！

- ① 急な出費にも1口単位で解約可能。
- ② 掛金払い込みが困難なときに掛金中断、余裕ができたときに掛金再開。いつでも受付。
- ③ 年金受給時には10年・15年確定、15年・20年逡増年金から選択。
- ④ 万一の時はご遺族に全額給付。

### 【ご加入例】

35歳

月払

3口 (3万円)



65歳から10年確定で受給の場合

受給額(月々)	約11万円
受け取り総額	約1,328万円
◎掛金総額	1,080万円

### 加入資格

満74歳までの協会会員で、加入日現在、健康で正常に就業されている方。

### 加入口数

月払: 1口 1万円 通算30口まで  
一時払: 1口 50万円 毎回40口まで

### 給付金試算例(月払い10口・10万円を積み立てた場合)

加入期間	掛金総額(円)	脱退一時金額(円)	10年確定年金(月額:円)	20年確定年金(月額:円)
10年	12,000,000	12,438,000	109,050	48,070
15年	18,000,000	19,219,000	168,490	74,270
20年	24,000,000	26,403,000	231,470	102,040
25年	30,000,000	34,016,000	298,220	131,460

2005年9月1日現在1.256%の試算